

〇日之影町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱

令和4年4月1日日之影町告示41号

日之影町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱

日之影町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱（令和3年3月25日日之影町告示第24号）の一部を改正する。

（趣旨）

（趣旨）

第1条 この要綱は、生活排水による河川等の水質汚濁を防止し、河川等の環境保全に努めるため、予算の定めるところにより合併処理浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付するものとし、その交付については補助金等の交付に関する規則（昭和44年日之影町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 浄化槽とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。

2 合併処理浄化槽とは、し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽であって法第4条の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が90%以上、放流水のBOD20 mg/1（日間平均値）以下の機能を有するとともに、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合するものをいう。

3 宅内配管工事とは、浄化槽への流入管（便所、台所、風呂等からの排水）、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流間の設置に係る工事をいう。

（補助対象者）

第3条 日之影町内において専用住宅又は併用住宅に合併処理浄化槽を設置する者（個人又は共同で設置した合併処理浄化槽施設の代表者及び建売住宅の建築主。以下「設置者」という。）を補助対象者とする。

2 前項に規定する者であっても、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

（1）法第5条第1項に基づく設置届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく建築確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者

（2）専用住宅又は土地を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者

（補助対象経費及び補助額等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費等本体設置費の補助額は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

2 前項の補助金の額に、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額を加算するものとする。

(1) 既設単独浄化槽若しくは、くみ取り槽を有する設置者が、これを撤去し、合併処理浄化槽を設置する場合は、9万円又は撤去費用のいずれか少ない額を加算するものとする。

(2) 単独浄化槽若しくは、くみ取り槽からの転換に伴う宅内配管工事に要する費用に対し、30万円又は当該工事費用のいずれか少ない額を加算するものとする。

3 前項に規定する補助金の算定において、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書及び収支予算書(様式第2号)

(2) 浄化槽設置届出書の写し

(3) 登録浄化槽管理表C票及び登録証の写し

(4) 工事請負契約書及び見積書

(5) 単独浄化槽若しくは、くみ取り槽を撤去する場合は、撤去工事見積書

(6) 転換に伴う宅内配管工事を実施する場合は、配管工事見積書

(7) 専用住宅又は土地を借りている者は、賃貸人の承諾書

(8) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定通知)

第6条 町長は、補助金の交付申請があった場合は、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは速やかに交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 前条の規定により交付決定通知書を受けた設置者は、補助事業の内容を変更するとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、合併処理浄化槽設置事業変更等承認申請書(様式第4号)を2部提出し、その承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合において、やむを得ないと認めたときは、これを承認する。

(事業完了及び実績報告書)

第8条 設置者は、合併処理浄化槽設置工事が完了したときは、事業完了の日から起算して30日以内または3月31日のいずれか早い期日までに事業実績報告書及び収支決算書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業完了届

(2) 設置工事・撤去・宅内配管工事ごとの施工及び完了写真

(3) 浄化槽維持管理契約書の写し

- (4) 設置工事費が確認できる請求書又は領収書等の写し
 - (5) 浄化槽整備士が確認した工事のチェックリスト
 - (6) 誓約書（様式第6号）
- （補助金交付額の確定通知）

第9条 町長は、前条により提出された報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及び付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金の確定通知書（様式第7号）により設置者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第10条 前条の規定による補助金の確定を受けた設置者は、請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求に基づき補助金を支払うものとする。

（交付の条件）

第11条 補助の対象となった合併処理浄化槽が、常にその機能が良好な状態で保持できるように維持管理に努めなければならない。

2 法第10条の規定による浄化槽の保守点検及び清掃の実施

3 法第7条の規定による水質検査（使用開始後3ヶ月から8ヶ月）の実施

4 法第11条の規定による定期検査（毎年1回）の実施

（補助金の返還）

第12条 町長は、設置者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

(1) 不正な手段により補助金を受けたとき。

(2) 前条の交付の条件に違反したとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

（状況の確認）

第13条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するため、工事の状況を適宜確認できるものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。